

平成 28 年 9 月 12 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長  
前 田 哲 宏  
(コード番号 6839 東証第一部)  
問 合 せ 先 I R ・ 広 報 室  
( T E L 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5 )

## 過年度の決算における不適切な会計処理の判明に関する経過事項及び 平成 29 年 3 月 期 第 1 四 半 期 報 告 書 の 提 出 期 限 延 長 (再 延 長) に 関 する 承 認 申 請 書 の 提 出 決 定 に 関 する お 知 ら せ

平成 28 年 8 月 4 日に開示いたしました「過年度の決算における不適切な会計処理の判明と平成 29 年 3 月 期 第 1 四 半 期 決 算 発 表 の 延 期 に 関 する お 知 ら せ」に 関 する 現 在 の 経 過 状 況 と、本 日、企 業 内 容 等 の 開 示 に 関 する 内 閣 府 令 第 17 条 の 15 の 2 第 1 項 に 規 定 す る 四 半 期 報 告 書 の 提 出 期 限 延 長 (再 延 長) に 関 する 承 認 申 請 書 を 提 出 す る こ と を 決 定 い た し ま し た の で、下 記 の と お り お 知 ら せ い た し ま す。

### 記

#### 1. 対象となる有価証券報告書

平成 29 年 3 月 期 第 1 四 半 期 報 告 書

#### 2. 延長前の提出期限

平成 28 年 9 月 15 日

\* 本来の法定期限は平成 28 年 8 月 15 日であるところ、平成 28 年 8 月 10 日付にて関東財務局より、提出期限の延長をご承認いただいております。

#### 3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 28 年 10 月 17 日

#### 4. 経過報告及び提出期限の延長(再延長)を必要とする理由

当社の連結子会社における過年度の決算において、不適切な会計処理が行われていたことが判明し、平成 28 年 8 月 10 日付で関東財務局から平成 29 年 3 月 期 第 1 四 半 期 報 告 書 の 提 出 期 限 を 同 年 9 月 15 日 と す る 旨 の 承 認 を い た だ き ま し た。当社は 8 月 4 日に社内調査委員会による調査をスタートさせ、過年度の有価証券報告書等の訂正作業を進めるとともに、並行して監査法人に監査手続きを実施いただいております。

しかしながら、社内調査の過程において調査開始段階に判明していた項目に加えて新たに修正すべき項目

が発覚しました。主な内容については以下のとおりであります。

(1) 修正項目の対比

調査開始段階で判明していた修正項目		新たに発覚した修正すべき項目
対象会社	修正項目	
① P&F USA,Inc	過年度のカナダでの税務調査による未払税金の修正	未払い税額増加、修正期間の拡大
② P&F USA,Inc	過年度に発生した運送費の修正	なし
③ P&F USA,Inc	販売協力金の計上漏れ	計上漏れ金額増加
④ P&F USA,Inc	売上税納付漏れに伴う延滞税等計上漏れ	なし
⑤ P&F MEXICANA,S.A.DE C.V	販売協力金の計上漏れ	なし

(2) 修正対象金額と対象期間の対比

	調査開始段階での見込み (平成 28 年8月4日開示)	今回見込み
修正対象金額	約 16.3 億円	約 24.1 億円(*1)
対象期間	平成 26 年3月期から平成 28 年3月期	平成 23 年3月期から平成 28 年3月期

\*1 修正対象金額約 24.1 億円のうち、約 8.3 億円が計上時期ずれ(誤った時期に計上された費用等)の金額、約 15.8 億円が計上漏れ(新たに計上すべき費用等)の金額となるため、累計損益に与える実質の影響額は約 15.8 億円となります。

上記のとおり、主に当社の海外子会社である P&F USA,Inc において、過年度に発生したカナダ未払い税金や販売協力金の計上漏れの額が当初想定より増加する見込みとなり、またその一部については当初想定していた修正対象期間(平成 26 年3月期～平成 28 年3月期)より過去に計上すべきものであることが判明しております。これを踏まえて、今回発覚した不適切な会計処理の全容解明を徹底するために、社内調査委員会による調査の対象期間を広げたこと、加えて P&F USA,Inc の過年度分の財務諸表に係る現地での監査手続に、当初想定以上の時間がかかることが判明いたしました。

誠に遺憾ながら、これらの理由等により、延長後の期限にあたる9月 15 日までに、全ての監査手続が完了し、訂正した過年度の有価証券報告書等と平成 29 年3月期第1四半期報告書を提出できない見込みとなりました。なお、全ての監査手続が完了し、訂正した過年度の有価証券報告書等と平成 29 年3月期第1四半期報告書の提出までに、さらに1カ月程度を要するものと見込んでおります。

社内調査は現在も継続中ではありますが、現時点において不正の兆候は見つかっておりません。

株主の皆様、お取引先及び関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

## 5. 今後の対応

延長申請について受理がされた場合は速やかにお知らせいたします。また、平成 29 年3月期第 1 四半期の決算発表の具体的な開示時期についても、確定次第お知らせいたします。

以 上